

保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況
(単体ベースのソルベンシー・マージン比率)

《定量的な事項》

① ソルベンシー・マージン比率並びに適格資本の額及び所要資本の額	2
② 適格資本の額の構成に関する事項	3
③ 所要資本の額の構成に関する事項	4
④ 経済価値ベースのバランスシートに関する事項	5
⑤ 外国証券の種類別差異調整に関する事項	10
⑥ 保険負債の商品別差異調整に関する事項	11
⑦ ソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額の感応度分析に関する事項	12

《定性的な事項》

① ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられた前提及び手法に関する事項	13
② ソルベンシー・マージン比率の算出及び検証に係る手続並びに体制の概要	14

《定量的な事項》

1 ソルベンシー・マージン比率並びに適格資本の額及び所要資本の額

(単位：百万円、%)

要約(単体ベース)			
項 目	イ	ロ	ハ
	－	2025年度	増減
適格資本の額 (A)	－	40,290	－
所要資本の額 (B)	－	5,420	－
ソルベンシー・マージン比率 ((A) / (B))	－	743.2	－

2 適格資本の額の構成に関する事項

(単位：百万円)

適格資本の額の構成(単体ベース)		
項 目	イ	ロ
	－	2025年度
Tier1適格資本の額((B)－(C))(A)	－	40,140
Tier1適格資本に係る基礎項目の額(B)	－	42,118
算入制限のないTier1資本調達手段の額	－	10,000
算入制限のあるTier1資本調達手段の額	－	－
資本調達手段以外のTier1適格資本の額	－	32,118
剰余金等の額又は利益剰余金等の額	－	18,237
資本剰余金(Tier2適格資本に算入されるものを除く)の額	－	8,455
その他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の額	－	2,064
その他の拠出金等の額	－	－
経済価値ベースの調整額	－	3,362
Tier1適格資本に係る調整項目の額(C)	－	1,978
無形固定資産(繰延税金負債相殺後)の額	－	1,978
繰延税金資産の額	－	－
前払年金費用又は退職給付に係る資産(繰延税金負債相殺後)の額	－	－
他の金融機関等が意図的に保有しているTier1資本調達手段の額	－	－
自己のTier1資本調達手段への投資の額	－	－
不適格再保険資産の額	－	－
処分制約のある資産のうち関連する負債と所要資本を上回る額	－	－
Tier2適格資本の額((E)－(F)－(G))(D)	－	149
Tier2適格資本に係る基礎項目の額(E)	－	149
Tier2資本調達手段の額	－	－
算入制限のあるTier1資本調達手段の制限を超過した額	－	－
払込済みTier2資本調達手段の額	－	－
払込未済のTier2資本調達手段の額	－	－
資本調達手段以外のTier2適格資本の額	－	149
Tier2資本調達手段の額に含まれる資本調達手段を発行した結果生じた資本剰余金の額	－	－
処分制約のある資産のうちTier1適格資本から控除される額	－	－
Tier2バスケット(上限適用後)の額	－	149
Tier2適格資本に係る調整項目の額(F)	－	－
他の金融機関等が意図的に保有しているTier2資本調達手段の額	－	－
自己のTier2資本調達手段への投資の額	－	－
Tier2適格資本への上限適用による控除の額(G)	－	－
適格資本の額((A)＋(D))	－	40,290

3 所要資本の額の構成に関する事項

(単位：百万円)

所要資本の額の構成(単体ベース)		
項 目	イ	ロ
	－	2025年度
生命保険リスクの額(A)	－	－
損害保険リスクの額(B)	－	2,096
賠償責任保険類似の商品に係るリスクの額	－	283
自動車保険類似の商品に係るリスクの額	－	0
財物保険類似の商品に係るリスクの額	－	518
その他保険に係るリスクの額	－	1,657
巨大災害リスクの額(C)	－	1,865
巨大自然災害リスクの額	－	1,748
日本における地震に係るリスクの額	－	546
日本における風水災に係るリスクの額	－	1,447
日本における雪災に係るリスクの額	－	374
外国における巨大自然災害リスクの額	－	156
その他の額	－	－
その他の巨大災害に係るリスクの額	－	918
マネジメント・アクションの効果の額	－	－
市場リスクの額(D)	－	4,613
金利リスクの額	－	665
スプレッドリスクの額	－	－
株式リスクの額	－	2,218
不動産リスクの額	－	1,591
為替リスクの額	－	1,681
資産集中リスクの額	－	1,412
マネジメント・アクションの効果の額	－	－
信用リスクの額(E)	－	475
オペレーショナル・リスクの額(F)	－	463
マネジメント・アクションの効果の上限超過額(G)	－	－
分散効果の額(H)	－	2,530
所要資本の額(税効果考慮前) (A) + (B) + (C) + (D) + (E) + (F) + (G) - (H) (J)	－	6,985
所要資本の税効果の額(K)	－	1,564
所要資本の額(税効果考慮後)((J) - (K))	－	5,420

(注) 所要資本を構成する各リスクの額は、それぞれの内訳として掲記している額を、分散効果を考慮した所定の相関係数を用いて統合して算出していること等から、内訳として掲記している額の単純和とは一致しておりません。

4 経済価値ベースのバランスシートに関する事項

(単位：百万円)

経済価値ベースのバランスシート(単体ベース)				
科 目	イ	ロ	ハ	ニ
	財務会計ベースの額	組替えの額	評価替えの額	経済価値ベースの額 (イ+ロ+ハ)
資産の部				
総資産	63,763	622	△354	64,031
現金及び預貯金	4,930	－	－	4,930
コールローン	－	－	－	－
買現先勘定	－	－	－	－
債券貸借取引支払保証金	－	－	－	－
買入金銭債権	－	－	－	－
商品有価証券	－	－	－	－
金銭の信託	17,500	－	－	17,500
有価証券	33,277	△773	△1,439	31,064
国債	24,540	－	△1,444	23,096
地方債	－	－	－	－
社債	－	－	－	－
株式	1	2,356	4	2,363
外国証券	－	5,604	－	5,604
その他の証券	8,734	△8,734	－	－
貸付金	－	－	－	－
有形固定資産	3,821	773	1,719	6,313
土地	2,593	773	2,231	5,598
建物	1,187	－	△512	675
リース資産	－	－	－	－
建設仮勘定	1	－	－	1
その他の有形固定資産	38	－	－	38
無形固定資産	1,978	－	－	1,978
ソフトウェア	1,492	－	－	1,492
のれん	－	－	－	－
リース資産	－	－	－	－
その他の無形固定資産	485	－	－	485
前払年金費用	－	－	－	－
繰延税金資産	153	－	△153	－
再評価に係る繰延税金資産	－	－	－	－
貸倒引当金	△0	－	－	△0
投資損失引当金	－	－	－	－
その他資産	2,102	－	－	2,102
特別勘定等の資産	－	－	－	－
再保険回収額		622	△480	142

(単位：百万円)

経済価値ベースのバランスシート(単体ベース)				
科 目	イ	ロ	ハ	ニ
	財務会計ベースの額	組替えの額	評価替えの額	経済価値ベースの額 (イ+ロ+ハ)
負債の部				
総負債	40,395	△14,767	△3,716	21,912
保険負債(保険契約準備金)合計	25,765	△13,583	△4,875	7,306
資産ポートフォリオによって複製可能な保険負債				—
現在推計の額 (保険契約準備金のうち、規制上の準備金に属するもの以外)	10,885			7,099
現在推計を超えるマージン(MOCE)の額				207
規制上の準備金に属するもの(危険準備金等)	14,879	△14,879	—	—
非保険負債合計	14,630	△1,184	1,159	14,605
その他の規制上の準備金(保険負債に含まれるものを除く)	—	—	—	—
その他の準備金	—	322	—	322
短期社債	—	—	—	—
社債	—	—	—	—
新株予約権付社債	—	—	—	—
退職給付引当金	—	—	—	—
役員退職慰労引当金	—	—	—	—
その他の引当金	290	—	—	290
価格変動準備金	831	△831	—	—
金融商品取引責任準備金	—	—	—	—
繰延税金負債	—	—	1,159	1,159
再評価に係る繰延税金負債	—	—		—
未払法人税等	—	—	—	—
その他負債	13,508	△674	—	12,833

(単位：百万円)

経済価値ベースのバランスシート(単体ベース)				
科 目	イ	ロ	ハ	ニ
	財務会計ベースの額	組替えの額	評価替えの額	経済価値ベースの額 (イ+ロ+ハ)
純資産の部				
純資産	23,367	15,389	—	42,118
基金等合計又は株主資本合計	21,302	15,389	—	36,692
基金又は資本金	10,000	—	—	10,000
基金申込証拠金又は新株式申込証拠金	—	—	—	—
基金償却積立金	—	—	—	—
再評価積立金	—	—	—	—
基金償却積立金減少差益	—	—	—	—
資本剰余金	8,455	—	—	8,455
剰余金又は利益剰余金	2,847	—	—	2,847
規制上の準備金		15,389	—	15,389
(-)自己株式	—	—	—	—
自己株式申込証拠金	—	—	—	—
その他の包括利益累計額合計 (評価・換算差額等合計)	2,064	—	—	2,064
その他有価証券評価差額金	2,064	—	—	2,064
繰延ヘッジ損益	—	—	—	—
土地再評価差額金	—	—	—	—
為替換算調整勘定	—	—	—	—
退職給付に係る調整累計額	—	—	—	—
株式引受権	—	—	—	—
新株予約権	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
経済価値ベースの調整額				3,362

(注記)

- (1) 根拠法令
経済価値ベースのバランスシートは、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ニの定めにより、令和7年金融庁告示第74号および令和7年金融庁告示第75号に準拠して作成しています。
- (2) 継続企業の前提に関する事項
該当ありません。
- (3) 経済価値ベースのバランスシートの作成方針
ア. 資産の評価方法
 - ① 当社における主な資産の評価方法は以下のとおりです。
 - I. 資産の部に計上される金融商品等
金融商品等の額について、財務会計上時価評価されていない満期保有目的の債券、不動産についても時価に評価替えをしています。
なお、組替え対象とした投資信託等については可能な範囲で保有エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産及び取引に基づき計上(以下、「ルックスルー・アプローチ」といいます。)した上で時価に評価替えしています。
また、市場価格のない株式の時価評価については純資産価額法により時価評価を行なっております。
不動産の時価の算定にあたっては、社外の不動産鑑定士による鑑定評価によっております。
ただし、直近の評価時点から一定の評価額や適切に市場価額を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていないため、当該評価額や指標を用いて調整した価額によっております。
 - II. 再保険を付した保険契約の再保険回収額
再保険を付した保険契約の再保険回収額は、将来キャッシュ・フローの現在価値の確率加重平均の金額を資産の部に計上しています。なお、将来キャッシュ・フローおよび割引率の前提は当該再保険に付された保険契約の前提と整合するように用いています。
また、再保険回収額における再保険金等の回収不能想定額については格付別に設定した期待デフォルト率等を用いて計算しております。

Ⅲ. 繰延税金資産

繰延税金資産は、財務会計上の繰延税金資産の額に、経済価値評価への調整から生じる繰延税金資産の額を加算（または減算）しております。

イ. 負債の評価方法

① 当社において、負債の評価方法は主に以下のとおりです。

I. 経済価値ベースの保険負債

基準日に認識した保険契約に係る将来キャッシュ・フローを見積もり、所定の割引率で割り引くことにより算出した現在価値の確率加重平均として現在推計を計測し、さらに当該現在推計に内在する不確実性を考慮したマージンの額（以下、「MOCE」といいます。）を上乗せして保険負債を評価します。具体的には次のとおりです。

i. 認識

当社は、基準日時点において、契約の当事者となっている全ての保険契約を、当該保険契約に伴う全ての義務が消滅するまで認識しています。

ii. 将来キャッシュ・フローの見積もり

a. 契約の境界線

現在推計の計測に含まれる将来のキャッシュ・フローを定義する契約の境界線は、保険契約上の権利および義務に基づき判断しています。

b. 将来キャッシュ・フローの見積もりに含まれる前提

将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いる損害率、解約・失効率等の保険契約者の行動、事業費率、支払備金に関する前提は、商品の種類別に設定し、直近の実績及び保険契約者の特性を反映しています。

未経過責任に係る現在推計については、未経過将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いる損害率、解約・失効率等の保険契約者の行動、事業費率に関する前提は、商品の種類別に設定し、直近の実績及び保険契約者の特性を反映しています。

既経過責任に係る現在推計については、将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いるチェーン・ラダー法等における展開係数の前提は商品の種類別に設定し、直近の実績および保険契約の特性を反映しています。

損害率の前提は、直近の実績等をもとに設定しています。

解約・失効率の前提は、直近の実績に基づき、保険商品の種類及び経過年度別に見積もっています。

事業費率は、直近の経費水準に基づいて将来における経費の見積もりを行なっております。なお、将来の経費の見積もりの際は、インフレーションの調整を行なっています。支払備金（現在推計のうち既経過責任に係るもの）については、過去の保険金支払実績等に基づき、統計的手法により将来キャッシュ・フローの見積もりを行なっております。なお、将来キャッシュ・フローの見積もりの際は、インフレーションの調整を行なっています。

それぞれの前提条件の設定において用いる実績は定期的にモニタリングしており、その結果は現在推計の測定に反映しております。

iii. 割引率

割引率はリスクフリー・レートのイールド・カーブに当社が引き受けた保険契約の集合（「保険契約ポートフォリオ」といいます。）ごとの調整後スプレッドを加算して算出しています。

リスクフリー・レートのイールド・カーブは、主に流動的な金利スワップ又は国債から得られる市場金利に基づき設定しています。

調整後スプレッドは、[商品分類]に基づき設定した保険契約ポートフォリオを（トップバケット、ミドルバケット、一般バケットのうち）一般バケットに分類して算出しています。主な保険契約ポートフォリオごとの主要な年限ごとの割引率は以下のとおりです。

主な通貨	適用バケット	5年	10年	15年	20年
日本円	一般バケット	1.889%	2.490%	3.013%	3.579%

iv. MOCE

MOCEはランオフパターンを用いて算出した将来の推計所要資本の割引現在価値に資本コスト率を乗じて計算しています。

II. 負債の部に計上される金融商品等

金融商品等の額について、時価に評価替えをしています。なお、評価替えに当たっては当社の信用状態の変化を考慮していません。

ただし、適格資本の金額に含まれる金融商品等は貸借対照表計上額により計上しています。

② 当社は、負債の評価において、最新かつ信頼できる情報及び現実的な仮定に基づくものとし、保守的又は楽観的な偏りのないものと判断していますが、将来キャッシュ・フローの見積もりに含まれる損害率に関する前提の一部についてはエクスパート・ジャッジメントを適用しています。

ウ. 経済価値ベースのバランスシートの作成方針の変更の内容及び理由

本年度が初年度のため、該当ありません。

(4) 経済価値ベースのバランスシートの表示方法の変更に関する事項

本年度が初年度のため、該当ありません。

- (5) 経済価値ベースのバランスシートの作成に関する会計上の見積もりに関する事項
- ア. 会計上の見積もりに関する事項
- 経済価値ベースの保険負債
- ① 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額7,306百万円
- ② 会計上の見積もりの内容に関する理解に資する情報
- Ⅰ. 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額の算出方法
(注記)(3)イ.負債の評価方法に記載のとおりです。
- Ⅱ. 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額の主要な前提及び翌事業年度の経済価値ベースのバランスシートに与える影響
- 経済価値ベースの保険負債には、次の主要な前提の変動により、翌事業年度において現在推計及びMOCEが著しく変動する可能性があります。これらの前提に関する情報は(注記)(3)イ.負債の評価方法に記載のとおりです。
- a. 損害率、解約・失効率等の保険契約者の行動、事業費に関する将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いる前提
- 将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いる損害率、解約・失効率等の保険契約者の行動、事業費率、支払備金に関する前提は、商品の種類別に設定し、直近の実績及び保険契約者の特性を反映しています。
- 未経過責任に係る現在推計については、未経過将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いる損害率、解約・失効率等の保険契約者の行動、事業費率に関する前提は、商品の種類別に設定し、直近の実績及び保険契約者の特性を反映しています。
- 既経過責任に係る現在推計については、将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いるチェーン・ラダー法等における展開係数の前提は商品の種類別に設定し、直近の実績および保険契約の特性を反映しています。
- 損害率の前提は、直近の実績等をもとに設定しています。
- 解約・失効率の前提は、直近の実績に基づき、保険商品の種類及び経過年度別に見積もっています。
- 事業費率は、直近の経費水準に基づいて将来における経費の見積もりを行なっております。なお、将来の経費の見積もりの際は、インフレーションの調整を行なっています。
- 支払備金(現在推計のうち既経過責任に係るもの)については、過去の保険金支払実績等に基づき、統計的手法により将来キャッシュ・フローの見積もりを行なっております。なお、将来キャッシュ・フローの見積もりの際は、インフレーションの調整を行なっています。
- それぞれの前提条件の設定において用いる実績は定期的にモニタリングしており、その結果は現在推計の測定に反映しております。
- b. 割引率に関する前提
- イ. 会計上の見積もりの変更
- 該当ありません。
- (6) 特別勘定等の資産
- 「特別勘定等の資産」の科目に計上すべき金額(保険業法第118条第1項に規定する特別勘定その他これに類するものに区分される資産の額)はありません。
- (7) 重要な後発事象
- 該当ありません。

5 外国証券の種類別差異調整に関する事項

(単位：百万円)

外国証券の種類別差異調整(単体ベース)				
項 目	イ	ロ	ハ	ニ
	財務会計ベースの額	組替えの額	評価替えの額	経済価値ベースの額 (イ+ロ+ハ)
外国証券	—	5,604	—	5,604
国債	—	1,468	—	1,468
地方債	—	—	—	—
社債	—	—	—	—
株式	—	4,136	—	4,136
その他	—	—	—	—

(注) 本様式に記載した額は特別勘定等に属するものの額を含んでいません。

6 保険負債の商品別差異調整に関する事項

(当期末)

(単位：百万円)

保険負債の商品別差異調整 (単体ベース)						
項 目	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
	財務会計 ベースの額	再保険の グロスアップ	非経済前提の 更新	経済前提の 更新	その他	経済価値 ベースの額 (MOCEの 額を除く)
保険負債	10,885	622	△5,608	—	1,199	7,099
生命保険契約等	—	—	—	—	—	—
損害保険契約等	10,885	622	△5,608	—	1,199	7,099
未経過責任に係る保険負債	5,325	306	△5,483	—	674	823
財物保険類似	1,411	165	△842	—	3	737
自動車保険類似	—	—	—	—	—	—
賠償責任保険類似	537	104	△499	—	41	184
不動産ローン保証保険	—	—	—	—	—	—
信用保険	204	32	△61	—	49	223
その他保険	3,172	3	△4,078	—	580	△322
既経過責任に係る保険負債	5,559	315	△125	—	525	6,275
財物保険類似	1,107	197	△17	—	24	1,310
自動車保険類似	0	—	△0	—	—	0
賠償責任保険類似	413	39	△6	—	54	501
不動産ローン保証保険	—	—	—	—	—	—
信用保険	117	37	△0	—	15	169
その他保険	3,921	42	△100	—	431	4,294
再保険回収額	—	622	△480	—	—	142
生命保険契約等	—	—	—	—	—	—
損害保険契約等	—	622	△480	—	—	142
未経過責任に係る保険負債	—	306	△474	—	—	△168
財物保険類似	—	165	△176	—	—	△10
自動車保険類似	—	—	—	—	—	—
賠償責任保険類似	—	104	△115	—	—	△10
不動産ローン保証保険	—	—	—	—	—	—
信用保険	—	32	△42	—	—	△10
その他保険	—	3	△141	—	—	△137
既経過責任に係る保険負債	—	315	△5	—	—	310
財物保険類似	—	197	△2	—	—	194
自動車保険類似	—	—	—	—	—	—
賠償責任保険類似	—	39	△0	—	—	38
不動産ローン保証保険	—	—	—	—	—	—
信用保険	—	37	△0	—	—	36
その他保険	—	42	△1	—	—	40

7 ソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額の感応度分析に関する事項

(当期末)

(単位：％、百万円)

感応度分析(単体ベース)								
項 目	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ
	当期末の 数値	円金利 50ベース・ ポイント 上昇	円金利 50ベース・ ポイント 下降	米ドル金利 50ベース・ ポイント 上昇	米ドル金利 50ベース・ ポイント 下降	円金利UFR 50ベース・ ポイント 下降	株式・ 不動産 10% 下落	為替 10% 円高
ソルベンシー・マージン比率	743.2	736.7	750.1	743.3	743.2	743.2	764.4	755.9
適格資本の額	40,290	39,842	40,762	40,279	40,300	40,290	39,375	39,941
総資産	64,031	63,354	64,744	64,016	64,045	64,031	62,760	63,514
保険負債の額 (MOCEを除く)	7,099	7,045	7,154	7,099	7,099	7,099	7,099	7,066
現在推計を超える マージン(MOCE)の額	207	206	209	207	207	207	207	207
非保険負債の額	14,605	14,431	14,789	14,601	14,609	14,605	14,249	14,469
純資産の額	42,118	41,671	42,591	42,108	42,129	42,119	41,204	41,770
所要資本の額	5,420	5,408	5,433	5,418	5,422	5,420	5,150	5,283
生命保険リスクの額	—	—	—	—	—	—	—	—
市場リスクの額	4,613	4,598	4,630	4,610	4,616	4,613	4,214	4,422

(当期末の数値との差額)

(単位：％、百万円)

感応度分析(単体ベース)								
項 目	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ
	当期末の 数値	円金利 50ベース・ ポイント 上昇	円金利 50ベース・ ポイント 下降	米ドル金利 50ベース・ ポイント 上昇	米ドル金利 50ベース・ ポイント 下降	円金利UFR 50ベース・ ポイント 下降	株式・ 不動産 10% 下落	為替 10% 円高
ソルベンシー・マージン比率	743.2	△6.5	6.9	0.1	0.0	0.0	21.2	12.7
適格資本の額	40,290	△447	472	△10	10	0	△914	△348
総資産	64,031	△676	713	△14	14	0	△1,270	△516
保険負債の額 (MOCEを除く)	7,099	△53	55	—	—	△0	—	△32
現在推計を超える マージン(MOCE)の額	207	△1	1	—	—	△0	—	△0
非保険負債の額	14,605	△173	183	△4	4	0	△355	△135
純資産の額	42,118	△447	472	△10	10	0	△914	△348
所要資本の額	5,420	△12	13	△1	1	0	△269	△136
生命保険リスクの額	—	—	—	—	—	—	—	—
市場リスクの額	4,613	△14	16	△2	2	0	△399	△191

《定性的な事項》

1 ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられた前提及び手法に関する事項

(1) 現在推計の額の計算に係る前提及び手法

a. 割引率

リスクフリー・レートのイールド・カーブは、主に流動的な金利スワップ又は国債から得られる市場金利に基づき設定しています。調整後スプレッドは、[商品分類]に基づき設定した保険契約ポートフォリオを(トップバケット、ミドルバケット、一般バケットのうち)一般バケットに分類して算出しています。主な保険契約ポートフォリオごとの適用バケットと主要な年限ごとの割引率は以下のとおりです。

主な通貨	適用バケット	5年	10年	15年	20年
日本円	一般バケット	1.889%	2.490%	3.013%	3.579%

b. 保険契約に係る将来キャッシュ・フローの計算において考慮した非経済前提の設定方法

将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いる損害率、解約・失効率等の保険契約者の行動、事業費率に関する前提は、商品の種類別に設定し、直近の実績及び保険契約者の特性を反映しています。

損害率の前提は、直近の実績等をもとに、将来トレンドも考慮して設定しています。

事業費率は、直近の経費水準に基づいて将来における経費の見積もりを行なっております。なお、将来の経費の見積もりの際は、インフレーションの調整を行なっています。

それぞれの前提条件の設定において用いる実績は定期的にモニタリングしており、その結果は現在推計の測定に反映しております。

c. 保険契約に係る将来キャッシュ・フローに反映した保証とオプションの内容及びそれらの評価方法

該当ありません。

(2) 所要資本の額の計算に係る前提及び手法

a. マネジメント・アクション

該当ありません。

b. リスク削減手法

再保険によるリスク削減手法の効果を反映した場合のリスク削減額を控除しています。

c. 損害保険リスクの額の計算における会社固有のストレス係数手法の適用

該当ありません。

d. 内部モデル手法の適用

該当ありません。

e. 内部割引率手法の適用

該当ありません。

(3) ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられたその他の重要な前提及び手法

該当ありません。

(4) ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられた前提及び手法に関する重要な変更

該当ありません。

2 ソルベンシー・マージン比率の算出及び検証に係る手続並びに体制の概要

当社では、ソルベンシー・マージン比率の算出に関する責任部署を定めております。

また、収益部門、収益管理部門及び商品開発部門等の業務部門（以下、「業務部門」といいます。）から独立した以下の検証責任者を選任しております。

- ソルベンシー・マージン比率の算出全体の検証責任者
 - ソルベンシー・マージン比率の算出に用いられる保険負債の検証責任者
- （以下、これらを総称して「検証責任者」といいます。）

検証責任者は、算出結果に加え、算出プロセスの妥当性についても検証を行ない、検証報告書を作成しております。また、検証にあたっては、モデルのみならず、重要な判断・見積もり、データ及びパラメータ等に係るガバナンスの状況も対象としております。

検証責任者の選任は、選任のためのルール及びプロセスに関する社内規程等に基づいております。

検証責任者の選任にあたっては、以下の事項等を勘案しております。

- ソルベンシー・マージン比率の計算に関する検証や、経営陣への必要な提言を行なうに足る、リスク管理又は保険数理に関する十分な知識・経験を有する等の適格性
- 業務部門からの独立性

また、検証責任者が取締役会等へ直接報告できる権限等、検証責任者の権限・責任・独立性等についても、取締役会にて承認を得て、社内規程等に定めております。

取締役会は、検証責任者による検証結果について報告を受けております。